

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名 称	令和8年度8020運動普及啓発事業委託業務											
2 履 行 場 所	奈良県の指定する場所											
3 契 約 期 間	契約締結の日から令和9年3月23日まで											
4	契 約 金 額			億			百			千		円
	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額											
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。											
5 契 約 保 証 金	納付(又は免除)											
6 適 用 除 外 条 項	な し											

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記6のとおり)によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

年 月 日

発 注 者 所 在 地
奈 良 県
代 表 者

受 注 者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。）に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、奈良簡易裁判所又は奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券
- (5) 知事が確実と認める社債
- (6) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (7) 銀行又は知事が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項第5号又は第6号に該当する場合

- 3 前項第1号の場合においては、受注者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 5 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の10に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。
- 6 発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあつては、この限りでない。

（再委託等の禁止）

- 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合についても同様とする。
 - 3 受注者が業務を第三者に委任し、請け負わせるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は、第25条第2項第12号アからオまでのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならないこと。
 - (2) 受注者は、受任者又は下請負人の行為の全てについて責任を負うものとする。

（法令上の責任等）

第5条 受注者は、業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）及び第8条第1項に規定する業務責任者（以下「作業員等」という。）の使用人として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

- 2 受注者は、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上の全ての問題について責任を負うものとする。
- 3 発注者は、受注者が県税に係る徴収金、消費税及び地方消費税その他の公租公課を完納したことを確認する必要がある場合、受注者に対し、納税証明書等の確認書類の提出を求めることができる。

(個人情報の保護)

第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等に基づき、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

第7条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

(受注者の業務責任者)

第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者(以下「業務責任者」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。

(業務実施計画書の提出)

第9条 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、業務実施計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 この契約の他の条項の規定により契約期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の訂正を請求することができる。
- 3 第1項の規定は、前項の場合について準用する。

(監督職員)

第10条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 前項の監督職員（以下「監督職員」という。）は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する指示
- (2) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
- (3) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任した場合にあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 発注者が監督職員を置いたときは、この契約に定める指示等は、監督職員を経由して行うものとする。

（権利の帰属）

第11条 この契約に基づき受注者が作成又は提供する成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める翻案権及び二次的著作物に関する権利を含む。）その他一切の権利は、成果物の納品と同時に発注者に譲渡されるものとする。

2 受注者は、前項の成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

3 受注者は、第一項の成果物が第三者の権利を侵害しないことを保証するものとし、侵害があった場合は、受注者の責任と負担で解決するものとする。

（検査）

第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく成果品を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、成果品を受領したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を完了しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

（所有権）

第13条 成果品の所有権は、前条第1項又は第3項の検査により合格と認めた成果品を

納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた成果品の損害は全て受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、あらかじめ発注者の承認を得た上で、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は双方の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約金額の支払)

第15条 受注者は、第13条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求書を受領した日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を受注者に支払わなければならない。ただし、その金額が百円未満であるときは、遅滞料を支払うことを要せず、百円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者は、第1項の請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者か

ら是正した請求書を受領した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

(業務責任者に対する措置請求)

第16条 発注者は、業務責任者がその業務の実施につき、著しく不適切と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(地元関係者との協議等)

第17条 地元関係者等との協議等が必要な場合においては、この協議等は、受注者が行うものとする。この場合において、必要に応じて、発注者は受注者に指示し、又はこれに協力する。

(事故発生時の報告)

第18条 受注者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(業務内容の変更等)

第19条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

2 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査等)

第20条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(履行遅滞による遅滞料)

第21条 受注者は、契約期間内に業務を完了することができないことが明らかになった

ときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を付した書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

- 2 受注者は、前項の場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、その延長日数に応じ、年 10.75 パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。ただし、その金額が千円未満であるときは、遅滞料は生じないものとする。

（不履行責任）

第22条 受注者は、業務について、契約書に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第23条 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、業務の処理に当たり、この契約書及びこの契約書に基づく発注者の指示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の損害のうち、第三者に対する損害について、発注者に過失が認められる場合は、発注者と受注者が共同してその損害を賠償するものとする。
- 4 発注者は、第 14 条第 1 項に規定する契約不適合があるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

（発注者の任意解除権）

第24条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者がその債務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して、この契約から生じる権利を譲渡したとき。
- (2) 契約期間内に成果品を引き渡すことができないとき、又は引渡しの見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (4) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる権利を譲渡したとき。
- (9) この契約の締結又は履行に当たり、発注者に対する虚偽の申告及び通知等を行う等の発注者との間の信頼関係を損なう不正な行為をしたとき。
- (10) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (11) 第28条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき又は該当するかの判断のための発注者の調査に協力しないとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の

代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第26条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第

3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (6) 第4条の規定に違反したとき。
- (7) 公租公課若しくは奈良県の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払がなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他受注者の信用状態が著しく悪化し、若しくはその恐れが大きいと発注者が認めるべき相当の理由があるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 前2条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第28条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により解除することができる場合において、発注者に未払となっている契約金額があるときは、受注者の発注者に対する当該契約金額及びこれに係る年10.75パーセントの割合による遅滞料の請求を妨げない。

（契約不適合責任期間）

第29条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第30条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

- (1) 第 25 条及び第 26 条第 7 号の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合において、第 2 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 発注者は、第 1 項の違約金の額を超える損害が発生したときは、受注者に対して、その超過額を請求することができる。
- 5 第 1 項（第 2 項の規定により第 1 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び前項の規定は適用しない。

（賠償額の予定等）

第31条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第 26 条第 4 号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第 26 条第 5 号に該当したとき。
- 2 受注者が第 4 条第 1 項の規定に違反し、業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合

について準用する。

- 3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第32条 受注者は、この契約に基づき発注者に対して金銭を支払う義務を負う場合において、発注者の指定する期限までに当該金銭を納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金銭の額に対して年10.75パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。ただし、その金額が千円未満であるときは、遅滞料は生じないものとする。

- 2 前項の規定は、前2条に基づく支払義務について準用する。

(契約終了後の処理)

第33条 この契約が終了したときは、受注者は、発注者が貸与したデータ、その他資料の一切を速やかに発注者へ返却しなければならない。取込済みデータは、抹消しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による返却又は抹消のために支出した経費について、名目の如何を問わず、発注者に対しその補償又は金員を請求することができない。

(相殺)

第34条 発注者は、この契約に基づき受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と対当額において相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第35条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。ただし、専ら発注者の責めにより紛争が生じた場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第36条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるもの

でなければならない。

(疑義等の決定)

第37条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(特記事項)

第38条 この契約は、 年 月 日から効力を有し、それ以降の行為についてはこの契約に基づくものとして取り扱う。